

京都市交通局管理規程の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和4年7月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程5号

京都市交通局管理規程の読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に効力を有する京都市交通局管理規程の読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)